## 岡本の国会での質問

159-衆-農林水産委員会-17 号 平成 16 年 05 月 20 日

- ○高木委員長 次に、岡本充功君。
- ○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

本日は、農協法の改正案に対して、私自身の思いと、そしてまた私が本当に疑問に思う点について、率直に質問させていただきたいと思っております。

私自身は、農協というのは大変感慨深いものがありまして、私自身が医者になりまして一番最初に勤めた病院は厚生連の病院でありましたし、また、私自身の親が、いっとき、参考人でこのたび来られましたJAとぴあ浜松農協に勤めておった、こういったこともありまして、大変に感慨深いものを持っております。

農協に対しての思い入れもある中でございますが、今後の農協が目指していくその道筋、農協、 単協のみならずですけれども、全国展開されております、それぞれの単協ももちろん、県の中央会 や、もちろん全中も含めまして向かっていく道、その方針というのがどういった方向を目指している のか、そういう観点も踏まえて私は質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、今の農協の現状、特にそれぞれの単協などにおいても、もちろん県の中央会においてもそうでしょうけれども、経済事業に対する取り組みが最大の課題になっております。経済事業を農協の中で行っているその大きな理由をお知らせいただければと思っております。

○川村政府参考人 農政改革も非常に急テンポで求められている中で、農協の果たす役割というのは、まさに農協が地域の農業の司令塔としての役割も担っておりますし、地域の経済主体としての大きな役割もございます。そういうことで、農業、農村の発展にとって、農協の改革は農政の改革とテンポよく連携をして進めていくということが不可欠でございます。

そして、農協の改革を見た場合に、信用事業なりにつきましては、ペイオフの問題等もありましてかなり改革を先行してやってまいりました。しかし、経済事業につきましては、その重要性、本来、組合員の相互扶助、利益のためにやるべきこの経済事業、これがなかなか収支バランスもとれておらないし、農家組合員からはなかなかそのメリットが感受できないといったような御批判もあるという実態の中で、やはりこの経済事業の改革をバランスよく進めることが系統全体の発展に大きな意味を持つということで、今回、特に経済事業につきまして重点を置いて改革を進めよう、こういうことでございます。

○岡本(充)委員 今、局長の答弁の中で一番重要なのは、なぜ経済事業をやっているか、それは組合員の相互扶助と利益還元のため、こうおっしゃられましたけれども、私もそこだと思うんですね。組合員の相互扶助と利益還元のためになるような経済事業が行われているのか。先般の参考人質疑の中で指摘されていた点もありましたけれども、実際に農家の方にとって利益が還元されるような、そういった物品の販売をなされているのか。

その一例で、例えば農薬の話や肥料の話、ホームセンターより高いんじゃないかという指摘を私も聞いています。また、それだけではなくて、例えば農作業に供する機材、コンバインだとか、こういった機材も、実はなかなか高い。そして、修理に出しても、農協に修理に出すよりも直営店に持っていった方が安かったりする。そういった実態も聞いています。

こういった事例を改善していくための取り組み、これに対する指導は農林水産省としてどのように して行っているか、またいつをめどにどのような改善をもたらす予定なのか、説明してください。

○川村政府参考人 特に農協の利用の中で批判といいますか注文の多いことは、今もまさに申さ

れました生産資材価格、この問題だろうと思います。この引き下げといいますか、できるだけ低コストで供給をしていく、こういうことが求められております。具体的なそれの改革を進めるというのは、これは経済事業でございますので、農協自身が創意工夫をして進めていく、これがまさに基本だろうと思います。

ただ、なかなか単独の、農協だけの取り組みにも限界がありますので、これはまさに系統を挙げて流通の合理化に取り組むとか、あるいは競争にたえ得るような、あるいはニーズに応じた機材、シンプルな機材等、応用のきく機材をやるとか、あるいはその他のものに負けない商材を開発して提供していく、まさにこういうのは系統を挙げて取り組むべき面もあるわけでございます。

そういう面におきまして、まさに全農の果たす役割もありますし、また、今までは、そういう必要性が叫ばれながらもなかなか実効が上がらないということがありました。いろいろ、必要性なり、こういうことをやろうということは決めるんだけれども、実績が上がらない、こういう批判もあったわけでございます。

今回、この法律改正によりまして、中央会の指導事業に係ります基本方針を定める、その中で、端的に今資材の問題を取り上げましたが、例えばそういうものについて、共通の目標を定めて共通の進行管理でやっていくといったような、系統全体としてまさに実効、実績を上げるためにどういうことをなすべきかということを徹底的に議論してもらって、そして、それを実行に移していく。こういうプロセスがまさに必要だろうということで、今回のこの中央会の基本方針なり、象徴的なものでそれをつくり上げていく過程、またそれを県の中央会なり単協が受けて実践していく、ここが大事だろうというふうに思っております。

○岡本(充)委員 今の概念的な目標ではなくて、やはりきちっとした数値を持って、いつまでにどういった目標で、そして何を改善すれば、例えば生産資材が下がるのか、そういったところを検討していただかないと、私がちょっと御意見を伺いましたとある農協の組合員の方また農協の関係者の方がおっしゃっておりますけれども、例えば、お米一反当たりでも、肥料とそして農薬、このかかるコストを、農協からでなくホームセンターから買えば、一反当たりコストが三千円ぐらい安くなるそうなんですね。

そういったことが現実にあるんだという声を真摯に受けとめていただいて、この生産資材の問題のみならないんです。ひいては、結局、農協の経済事業を今後どういうふうに向けていくのか。全国展開している量販店とのしてやっていくのか、それともそうじゃなく、ほかの付加価値をつけることで組合員の皆さん方に利益を還元していくという道を探るのか。価格だけで勝負をするということであれば、これは相当な努力が必要になるんですね。

ですから、本当に、価格路線で勝負をしていく、そういった道を選んでいくのかどうかをもう決めなければいけない時期に差しかかっているということをまず指摘させていただきたいと思います。 続いて、信用事業の方に少し話を移したいと思います。

農協は、幾つか事業をやってみえる中で、信用事業というのも非常に大きな柱であると私は考えております。私自身も、先ほどの話で、また我田引水になりますけれども、農協に貯金を若干ながらしております。そういった関係で、農協、単協が経営状態がいいのかな、この農協、大丈夫なのかなと思いながら、私が厚生連に勤めていたということもあって貯金をしてまいりまして、それを解約しないまま今でも残っています。

しかし、それぞれの単協の、例えばその中の監査の仕組み、それから、もっと言えば、県の中央会や全中を含めて、この監査の仕組みというのが、ほかの銀行とこうも違っているのかということについて、正直言って私は大変驚いた部分が今回ありました。その中でも、監査士という方、これまでも同僚議員が聞いておりますけれども、監査士という方が監査をする。そして、例えば全中の場合、監査機構の中に、監査委員長は公認会計士だという話もありましたけれども、監査士という方がみえるんですが、まず、この監査士になるための資格試験、どういった資格試験を必要としているのか、教えていただけますか。

○川村政府参考人 監査士についてでございます。

監査士につきましては、中央会が監査規程というものを設けております。法律上の根拠は、農協法でございまして、省令に基づきましてこの監査士の資格等あるいは手続、そういうものを定めるということになっておりまして、それに基づいて行われております。

その学科といいますか、その内容のそれぞれにつきましては、公認会計士等の例を参考にいたしまして、多少レベルの差があると思いますが、同じような科目なりそういうものをベースに試験を行い、また、監査規程の中で置いております試験の審査会、そういうところで審査をいたしまして資格を付与するという形での運用がなされております。

- ○岡本(充)委員 全中の場合、監査士の方が監査機構に所属され監査をされる。そして、監査機構の中には何人の監査士の方がみえるのでしょうか、教えていただけますか。人数だけでいいです、端的に。
- ○川村政府参考人 全体に、監査士の資格を持っておられる方は千数百名おられますが、全国 監査機構で現に監査士として働かれておるのは、ちょっと今正確な数字はございませんが、五百 名程度おります。
- ○岡本(充)委員 そして、ここから出てきた監査証明書を審査する。この審査会には、監査士の 方は何人みえるんですか。
- ○川村政府参考人 監査委員会というものが中央にございまして、地区ごとには地区審査会、こういうものを設けております。そして、監査委員会には、メンバーといたしましては、公認会計士、弁護士、それから農林中金の理事、学識経験者等、七、八名のメンバーで構成をされておりますし、地区も、同じように、公認会計士、中央会常任理事、あるいは他県の監査士、それから学識経験者、こういう方々で構成をされております。
- ○岡本(充)委員 いや、私が聞きたいのは、この審査会、監査機構の方から出た監査証明書を審査する審査会に何人の監査士がいて、もっと言いますと、要するに、監査委員会の監査士と審査会の監査士で、兼任している人は何人いるのか。審査会のメンバーのうち、何人が監査機構の監査士であるのか、その割合を聞いています。人数で的確に教えてください。
- ○川村政府参考人 メンバーの兼任はございません。
- ○岡本(充)委員 ということは、全中の監査機構の中の監査委員会にいる監査士と審査会の監査士は、全員全く別ということでよろしいですか。
- ○川村政府参考人 中央の監査委員会は、先ほど言いましたように、約十名の方がいらっしゃいますが、それぞれの地区に置かれている委員会とのダブりもございませんし、その資格試験の審査会、これとのダブりもございません。
- ○岡本(充)委員 資格試験の審査会じゃなくて、監査証明書の審査会ということですね。
- ○川村政府参考人 全国段階に置かれます監査委員会、これは、先ほど言いましたように、十名のメンバーがおられますが、このうち、監査士の資格を持っておられるのは監査委員長一人でございます。
- ○岡本(充)委員 監査委員長は、公認会計士の資格を持っていて、かつ監査士であって、残り

- の監査委員会のメンバーは、だれも監査士は入っていないという理解でよろしいですか。
- ○川村政府参考人 御指摘のとおりでございます。
- ○岡本(充)委員 そうすると、では、今度、県の中央会の監査部、こちらの方には監査士の方は、 それぞれの県によって違うんでしょうが、トータルで何人みえるんですか。
- ○川村政府参考人 各審査会が置かれておりまして、これは、各県におきまして人数等がばらつきがございますので、今ちょっとデータがございませんが、ただ、一つ言えることは、この地区審査会、これは、それぞれの地区で上がってきた監査を審査するところでございますが、ここには、現場での監査にかかわりました監査士は入らないという仕組みになっております。
- ○岡本(充)委員 ちょっと、それは次の質問なんです。監査部、各県の中央会にある監査部に監査士が何人いるかということを聞いていて、審査会じゃないんです。それは次の質問だったんだけれども、監査部の監査士、何人みえるんですか。
- ○川村政府参考人 各県に、先ほど五百名程度と言いまして、多いところは十数名おられますが、 少ないところは四、五名のところから成っております。
- 〇岡本(充)委員 そうなんですよね。県の中には、私の聞いたところでも、四、五名というところもあるんです。四名ぐらいの監査部の監査士で県の中央会の監査が、これは全部できる、このマンパワーでできるようなものなんでしょうか。
- ○川村政府参考人 この中央会の監査は、先ほど申し上げたと思いますが、中央会に集約をしておりまして、各県にそれぞれ配置をされておりますけれども、実際の監査に当たりましては、中央からも派遣をし、また、隣県のブロックからも派遣するということで、チームを組んでやるという体制でございます。
- ○岡本(充)委員 今のお話ですと、監査士が他県からも来て手伝うから大丈夫だという認識なんだと思いますが、それではその先、審査会の方に行きますけれども、県の方でも同じように審査会をやっている中で、今お話しされた、監査部で監査をした監査士は審査の方には一切タッチしない、全く違う人間がやるようにしている。ただし、その監査士同士は、もしかしたら面識がある、もしかしたらというか、同じ職場にいる、そういった仲間がやっているということまでは排除できない、その点については正しいですか。
- ○川村政府参考人 先ほども申し上げましたとおり、都道府県の監査につきましては、監査部と チームでやりまして、それを地区ごとの審査会で審査するということになっておりますが、その審査 会のメンバーには監査を実施した者は入らない、こういう仕組みでございます。

また、言われたように、もちろん、全国で五百数十名おられるわけでございますが、顔見知りの方は当然おられると思います。

○岡本(充)委員 顔見知り程度じゃなくて、県の中央会だけじゃなくても、監査士の資格を持っている方は非常に限られている中で、職場も非常に似通ったところにみえて、ある意味、自分の同僚が出した数字を、隣とは言いませんけれども、同じフロアにいる人間が審査する、これで本当に監査と審査の体制が十分なのか。こういったような仕組みで出てきた監査証明書、これについての信頼性が、客観性が担保されるのかどうか、私は、疑問を呈さざるを得ないと思っております。

本日は、金融庁の検査局の方にもいらっしゃっていただいております。今のこの議論を聞いて、

金融庁として、こういった監査をしていることについて、他の金融機関、銀行を初め他の金融機関の現状の監査のあり方と比べて、つまり、公認会計士が入り、もしくは監査法人が入り監査をしている、全く別会社が来て監査をしている、こういったものと比べてその客観性が劣るという私の考え方は、間違っていましょうか、どうでしょう。

○佐藤政府参考人 突然の御質問でございますし、また、実は私自身の直接の所管の話ではございませんので、多少記憶に基づくお答えになろうかと思いますけれども、外部監査の仕組みというのは、御案内のとおり、商法特例法に基づいて、一定規模以上の会社あるいは有価証券等を上場しているような会社がこれを受けることを義務づけられているということでございまして、必ずしも金融機関に限定されているというものではございません。事業会社を含めた一般的、共通的な、いわばインフラストラクチャーとしてできている仕組みでございます。

公認会計士法等にも記載があろうかと思いますけれども、外部監査をする公認会計士あるいは 監査法人というのは、独立して不偏不党の立場で監査をするということが明記されているというふう に承知いたしております。

○岡本(充)委員 今の最後の指摘はまさにそのとおりで、独立して不偏不党、いい表現だと思いますけれども、そういった部分が担保されるかどうかということを私は大変危惧している、このことだけは強く私は指摘しておきたいと思います。

時間の関係上、なかなかこれ以上、実は金融庁の方にももう少し伺いたいんですが、十分に聞けないかもしれませんが、もう一点だけ金融庁の方に伺っておきます。

金融庁の検査局、ここで行っている金融機関に対する検査があって、今現状で農林水産省と共管で行ってみえる信連に対する検査、これをやってみえますけれども、そのほかの、例えば経済連などに対しても、これは金融庁の検査局ではやはり検査ができない何らかの理由があるんでしょうか。つまり、私の聞きたいのは、農林水産省の大臣官房検査部がやってみえる検査、これと金融庁の検査局が一元化をして検査体制を組めないのか、つまり、金融庁にお願いをすることができない合理的な理由があるのかということをまず金融庁の方からお伺いしたいと思います。

○佐藤政府参考人 私どもの金融庁検査局が行っております検査は、系統金融機関にかかわる部分に関して申し上げれば、農林中央金庫あるいは信農連に対する検査を農林中央金庫法あるいは農協法等に基づいてやっているわけでございますけれども、私どもの検査というのは、農林中金あるいは信農連が金融機関としての性格を持っているので、その金融機関の健全性という観点からチェックをするということかと思います。他方、農水省が行っておられる検査というのは、農政上全般の観点からなさっているということで、そこに一定の役割分担があろうかと思います。

それで、経済農業協同組合連合会の検査の件でございますけれども、御案内のとおり、金融庁は、法令上、この経済農業協同組合連合会に対する検査権を有しておりません。この趣旨でございますけれども、この連合会は、貯金等の受け入れを行っておりませんので、金融機関としての性格を有していないということで、私どもの民間金融機関を含めた全般の任務でありますところの、我が国の金融機能の安定、あるいは預金者、貯金者の保護といったこととの関係性が薄いということがあろうかと思います。そういうことで、今の仕組みができているというふうに理解いたしております。

〇岡本(充)委員 今おっしゃられましたのは、私は、法令に基づいた答弁としてはそのとおりなんだと思いますけれども、結局のところ、私が指摘しておきたいのは、農協というのは、組合員の利便性を図るためということもあってでしょうけれども、非常に多岐にわたる事業をやってみえる。そういった中で、たとえ経済連で大きな損失を出していたとしても、経済連でのバランスシートといいますか経済連での決算報告が、例えば間違っていようと、間違ってというか、言葉は厳しいかもしれませんが不正があったとしても、それでたとえ経営が傾いて最終的に破綻に追い込まれたとしても、この信連の方の預金が必ずしも守られるわけではない。預金者保護という観点からいえば、そこま

で被害が及ぶことがあり得るというのが今の枠組みだというふうに理解しているわけなんですね。 そういった中で、もちろん今の法令上限界はあるんだと思いますが、この検査体制についても、 省庁を横断するような形でのすっきりとした一元化を求めたいと思いますが、この議論を聞いていて、大臣、どのようにお考えでしょうか。

○亀井国務大臣 農協系統、信用事業のほかに、経済事業、共済事業等、総合的に行っている わけで、信用事業と他の事業とが密接な関係にある、こういうことは事実であります。

やはり、私ども農水省は、農協系統の経営の安定、こういう農政上の観点から、農林中央金庫、また信用農業協同組合連合会を含めまして、農協系統全体の事業全般につきまして、これは都道府県と協力をして、今後とも検査や監督を行う必要がある、こう思っております。

金融庁は、金融機関としての健全性を確保する、こういう観点で、信用事業を実施する農林中金並びに信用事業組合連合会に対して検査を行う、こういうものと認識をいたしておりまして、私どもは、やはり農水省として都道府県と協力をして、農協全体の検査、監督というものを行う必要がある、このように考えております。

○岡本(充)委員 今大臣そうおっしゃいましたけれども、やはり預金者保護という観点を考えても、これは特殊な形態をとってみえるのが農協の組織図であって、経済連での事業の失敗を、その債権回収のために、もしかしたら債権者は預金から債権回収をする、そういった可能性だって現実にはあるわけですよね。そういった観点から、この検査を、金融庁としっかり一元化をして検査を行っていく必要性があるのではないかという私の指摘なんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○亀井国務大臣 私どもは、経済事業あるいは共済事業、農協と農政の推進、営農の問題等を 含めまして、都道府県、そして農水省としても、また信用事業につきましても、検査部、こういう中で いろいろのことを検査しておるわけでありますし、先ほど来、農協系統におきましても、監査士、こう いうものをしっかりお持ちいただいて自主的におやりいただいているわけでありますから、やはりそ れぞれの責務というものを全うすることによって、それらの事故の問題、そういうことのないように指 導するのが農水省の役目、このように思っております。

○岡本(充)委員 大臣、今のは答えになっていない部分があると思うんですよね。ですから、私は、 指摘だけしておきますが、金融庁の検査で預金者の保護を図る、大変重要なことなんですけれど も、その一方で、非常に特殊な経営形態を持つこの農協という組織においては、経済連の事業に 関する赤字を、もしかしたら信連の預金で補わなければいけない状況が起こり得る可能性がある わけです、現実に。そういったことを指摘しておきたいということが私の趣旨でございます。

最後に、時間がなくなりましたが、水産庁の方にもお越しいただいております。

今回のこの農協法の改正を模範として、全く同じような、全く同じようなというと語弊があるかもしれませんが、これと同じような趣旨をもって、漁協に対する、それぞれの事業、例えば信漁連での扱い、それから共済水産業協同組合における共済事業に対する取り組み、これと同じように、倣って今後行っていこうというお考えでありましょうか。また、もう一点は、合併についての推進も、これと同じように、農協法の改正と同じように今後行っていく御意向がおありでしょうか。お答えいただけますか。

## ○田原政府参考人 お答えいたします。

まず、前段でございますけれども、漁協系統におきましても、各漁家の漁業経営が非常に厳しいとか、あるいは魚価が低迷しているというふうなことで厳しい状況にございまして、事業ですとか組織ですとか、こういった改革は待ったなしの状況であるということは、我々も十分に認識しているところでございます。

漁協系統では、平成十四年の十一月でございますけれども、みずから、JFグループの事業・組織・経営改革に向けた運動方針というのを定めておりまして、現在、内部におきまして自主的ないろいろな検討がなされているところでございます。したがいまして、私どもといたしましては、こうした自主的な取り組み、こういった動向を見ながら、その段階におきまして水協法等の改正が必要であるということであれば、当然そうしたことをやっていくということで対応してまいりたいと考えております。

それから二点目、漁協合併の状況でございますけれども、残念ながら、漁協合併の進捗状況は、 農協あるいは森林組合と比べましても非常におくれている状況にございます。平成十五年度末、 要するにことしの三月末でございますが、まだ全国では千五百余の漁協数があるということでございまして、全漁連がことし三月に策定しましたJF合併計画によりますと、十七年度末で約八百に、 それから十九年度末に二百五十にというふうな目標を立てておりますけれども、漁協系統がこうした目標に向かってさらなる努力をされるように我々としても期待したいと思いますし、我々でお手伝いできる部分につきましては十分支援していきたい、かように考えている次第でございます。

○岡本(充)委員 時間になりましたからこれで終わりますけれども、漁家の方々は本当に農家に 比べてまだまだ厳しい環境、そして漁協も厳しい環境にあります。

一つだけ指摘しておきたいんですけれども、合併の中でも、例えば沖縄県なんかは、現在が三十五漁協あって、平成十七年末でも三十五漁協ある、それが平成十九年には一漁協にするというんですね。わずか二年間で三十五から一に進めよう、これが目標であるようでございますけれども、こういった中で、漁家の皆様方に対する御負担、そして、漁業権の問題もありますけれども、漁家の方に対するきちっとした、これまた組合員へのしっかりとした利益還元と相互扶助をちゃんと精神として持ち得る合併を進めていっていただきたいということを強く申し上げまして、私の質問とします。

本日はありがとうございました。